◆京都の労働メールマガジン　　第11号◆

発行　2019年7月16日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策等の情報を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 7月20日、京都ジョブ博（合同企業説明会）開催！
2. 従業員の奨学金返済を支援しませんか？
3. 職場の受動喫煙防止対策を進めていますか？

【１】7月20日、京都ジョブ博開催！

　京都府内の「働きやすい職場づくり」に取り組む100社が参加する合同企業説明会を、7月20日土曜日、12:00～16:00、京都経済センター（四条烏丸）内京都産業会館ホールで開催します。

　対象は2020年3月大学等卒業予定者のほか、卒業3年以内の方、概ね35歳未満の求職者です。

詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/kyoto-jobfair_html/index.html>

お問合せは、京都ジョブパーク　電話075-682-8915

【２】従業員の奨学金返済を支援しませんか？

～奨学金返済支援制度を設けている中小企業を京都府のホームページでＰＲします～

京都府では、中小企業の人材確保・定着と若者の奨学金返済負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業の負担額の一部を補助しています。

対象となる従業員がいない場合でも、奨学金返済支援制度を設けている中小企業を京都府のＨＰに掲載し、企業ＰＲをお手伝いします。

また、奨学金返済支援制度を設けていることを、求人広告等の企業ＰＲに御活用いただけます。

ステップ１

・奨学金返済支援制度を導入することを決めたら、「奨学金返済支援制度導入予定企業届出書」を京都府に提出してください。

→京都府のＨＰに「奨学金返済支援制度導入予定企業」として掲載します。

申請書様式などはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyougakukin/dounyuukigyouyotei.html>

※上記ＵＲＬに奨学金返済支援制度に関する規程の参考例を掲載していますが、どのような規程を作ればよいかお悩みの場合は、社会保険労務士によるアドバイザー派遣（２回まで無料）を御利用いただけます。

アドバイザー派遣連絡先：京都府社会保険労務士会　電話075-417-1881

ステップ２

・奨学金返済支援制度に係る規程を労働基準監督署に届け出た上で、「奨学金返済支援制度導入企業届出書」を京都府に提出してください。

→京都府のＨＰに「奨学金返済支援制度導入企業」として掲載します。

申請書様式などはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyougakukin/dounyukigyousinnsei.html>

ステップ３

・奨学金返済支援制度の対象となる従業員を採用した場合は、「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付申請をしてください。

申請書提出先：京都府中小企業団体中央会

→審査の上、補助金を交付します。

申請書様式・制度の詳細などはこちら

<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/post-73.html>

お問合せは　京都府人材確保・労働政策課　電話075-414-5134

【３】職場の受動喫煙防止対策を進めていますか？

 ●2020年4月から、原則屋内禁煙が義務化

　2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日から全面施行されます。2020年4月1日からは、事務所、工場なども原則として屋内は禁煙となります。

　事務所、工場など屋内で喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設備が必要です。

・改正健康増進法の概要等はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

●「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

　事業所内に喫煙専用室を設ける場合の基準などは上記ガイドラインを参照してください。ガイドラインには職場における受動喫煙防止対策の進め方についても記載されています。

・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

●喫煙専用室に標識の掲示を

　事業者は、施設内に喫煙専用室など喫煙することができる場所を定めようとするときは、喫煙専用室などの出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければなりません。

・ピクトグラムを用いた表示例等はこちら

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

●20歳未満の方は喫煙エリアへは立入禁止

 20歳未満の方については、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

●妊婦等への特別な配慮

　事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患がある労働者、がん等の疾病を治療しながら就労する労働者、化学物質に過敏な労働者など受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい労働者に対して、受動喫煙防止対策の実施にあたり、特に配慮を行うこととされています。

●「受動喫煙防止対策助成金」

　職場での受動喫煙防止対策を行う際には、厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金」が利用できます。

　喫煙専用室の設置、換気装置の設置等が助成の対象となります。

　助成率は１／２（飲食店を営んでいる事業場は２／３）、助成の上限額は100万円です。

・助成の対象となる事業主、助成対象経費、必要書類等、助成金の詳細はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

※改正健康増進法に定める第一種施設（学校、病院等）は、令和元年7月1日から原則敷地内全面禁煙が義務化されました。第一種施設に該当する事業場からの申請は受け付けていません。

お問合せは、京都労働局　健康安全課　電話075-241-3216

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。